

○浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金交付要綱

令和4年9月29日

告示第130号

(趣旨)

第1条 市長は、重度の強度行動障がい者等が日常生活を営むために必要な支援に資するため、指定施設等を運営する事業者が当該重度の強度行動障がい者等に行う支援に要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度の強度行動障がい者等 多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導及び訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者のうち、暮らしの場支援会議において重度の強度行動障がい者又は最重度の強度行動障がい者との判定を受け、かつ、指定施設等に入所し、又は入居したものをいう。
- (2) 暮らしの場支援会議 千葉県が設置し、運営する会議であって、精神科医療関係者、障害者支援施設等関係者、相談支援関係者及び強度行動障がい者支援に係る有識者等で構成され、重度の強度行動障がい者又は最重度の強度行動障がい者の支援度の判定等を行うものをいう。
- (3) 指定施設等 千葉県内に存する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設又は法第36条第1項の規定により法第5条第17項に規定する共同生活援助に係る指定を受けた事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、指定施設等を運営する事業者のうち、千葉県重度の強度行動障害加算事業補助金交付要綱（令和3年3月31日制定千葉県要綱）第4条に規定する要件を満たすものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助基準額及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請は、浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による報告は、浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金実績報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

第8条 規則第14条の規定による通知は、浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金額確定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(請求)

第9条 規則第15条の規定による請求は、浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金交付請求書（別記第5号様式）により行うものとする。

(補助金の概算払いの請求及び精算)

第10条 規則第16条第2項の規定による請求は、浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金概算払交付請求書（別記第6号様式）により行うものとする。

2 規則第16条第1項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた者

は、規則第14条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金概算払精算書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

（浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金交付要綱の一部改正）

2 浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金交付要綱（平成26年告示第91号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表（第4条）

補助対象経費	補助基準額	補助金の額
現に重度の強度行動障がい者等の支援に当たる職員の人件費等	重度の強度行動障がい者にあつては、1人当たり日額14,430円 最重度の強度行動障がい者にあつては、1人当たり日額28,860円	補助基準額又は補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を減じて得た額のうちいずれか少ない方の額。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に基づく施設入所支援又は共同生活援助に係る重度障害者支援加算の措置が講じられた場合にあつては、当該少ない方の額から当該加算に係る額を減じて得た額とする。

別 記

第1号様式（第5条）

浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

事業所名

年度浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金の交付を受けたいので、浦安市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

第2号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金交付決定通
知書

年 月 日付で申請のあった 年度浦安市重度の強
度行動障がい者等支援事業補助金の交付について、浦安市補助金等交付規則
第4条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額

円

第3号様式（第7条）

浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

事業所名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった
年度浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金に係る実績について、浦安市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業経費総額 円

2 交付決定額 円

3 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

第4号様式（第8条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定をした
年度浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金の額について、浦安
市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり確定したので、通知しま
す。

交付確定額 円

第5号様式（第9条）

浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名 ⑩

事業所名

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった
年度浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金を、浦安市補助金
等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

- | | |
|---------|---|
| 1 交付確定額 | 円 |
| 2 交付請求額 | 円 |

第6号様式（第10条第1項）

浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金概算払交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名 ⑩

事業所名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった
年度浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金を、浦安市補助金
等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求
します。

1 交付決定額 円

2 概算払請求額 円

第7号様式（第10条第2項）

浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金概算払精算書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

事業所名

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった

年度浦安市重度の強度行動障がい者等支援事業補助金について、浦安市
重度の強度行動障がい者等支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定によ
り、次のとおり精算します。

- | | |
|----------|---|
| 1 概算払交付額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |
| 3 精算額 | 円 |